

■杵築市市民活動等クラウドファンディング応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市における公共的・公益的な活動等について、クラウドファンディングを活用する個人又は団体に対し、予算の範囲内において杵築市市民活動等クラウドファンディング応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、杵築市補助金等交付規則（平成17年杵築市規則第37号）の定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) CF クラウドファンディングの略称で、インターネットを介して、不特定多数の者から資金を調達する手法をいう。
- (2) 運営事業者 CFに係るウェブサイトの運営業務、ファンド組成業務等を行い、設立後2年以上かつ直近1年間において、10件以上のCFによる資金調達成立実績のある日本国内における運営事業者をいう。
- (3) プロジェクト CFにより調達する資金で実施する事業をいう。
- (4) 調達目標金額 プロジェクトにつき、CFで目標とする金額をいう。
- (5) 調達資金 CFにおいて実際に調達した金額をいう。

(補助事業)

第3条 補助の交付の対象となるプロジェクト（以下「補助事業」という。）は、調達目標金額が50万円以上の別表に掲げる項目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の要件に該当する場合は、補助事業の対象としない。

- (1) 事業の効果が特定の住民又は法人その他の団体のみに帰属するもの
- (2) 投資型のCF（リターンが金銭や有価証券等の金融商品）と解されるもの
- (3) 単に商品及び企画等を共同で調達又は実施するもの
- (4) 市における地域のニーズとは言い難い、個人の売名行為と解されるもの
- (5) 宗教的又は政治的と解されるもの
- (6) 継続的な寄附を募る形態のもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業
- (8) 公衆衛生上又はその他の事情により住民に与える不安が大きいと市長が認める事業
- (9) 公序良俗に反する活動及び補助金の使途として社会通念上不適切であると市長が認める活動
- (10) 同一の事業に他の補助金等の交付を受けている事業
- (11) 第6条に掲げる補助金の額が5万円に満たない場合
- (12) その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する杵築市の住民基本台帳に記録がある個人又は市内の団体（法人

格の有無を問わず、規約を有するものに限る。以下同じ。)のうち、前条に規定する補助事業を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 市税等の滞納がある個人又は団体
- (2) 杵築市暴力団排除条例(平成23年杵築市条例第31号)第2条第1号及び第2号に規定する暴力団関係者である者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、運営事業者へ支払う資金調達成立時の手数料(以下「決済等手数料」という。)とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号のいずれか低い額とし、20万円を限度とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 調達資金につき、運営事業者への決済等手数料
- (2) 調達資金の20%

2 補助金の交付は、同一年度内で一の補助事業につき1回限りとする。

(承認の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助事業を行う前に、杵築市市民活動等クラウドファンディング応援補助金交付承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人情報等提供同意書兼誓約書(様式第2号)
- (2) その構成員及び市内に主たる事業所があることが分かる資料(団体のみ)
- (3) 総事業費見込み額の内訳が分かる資料
- (4) 運営事業者への決済等手数料の割合等が分かる資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

(事業の審査及び承認)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、資金調達期間終了の20日前までに政策調整会議で審議を行い、杵築市市民活動等クラウドファンディング応援補助金交付承認(不承認)通知書(様式第3号)により申請者に通知しなければならない。

(承認後の対応等)

第9条 市長は、前条の規定により承認を受けた申請者(以下「承認事業者」という。)のCFに対し、市の広報媒体活用等に協力して調達額の達成を目指すものとする。

2 承認事業者は、補助事業の要件を満たさなくなった、又はやむを得ず中止するに至った場合、速やかに杵築市市民活動等クラウドファンディング応援補助金交付承認辞退届出書(様式第4号)を市長に提出し、支援者及び運営事業者に対して適切な措置を講じなければならない。

3 承認事業者は、補助事業の結果及び進捗について、市及び関係者に対して適宜説明を行うよう努めなければならない。

(補助金の交付申請等)

第10条 承認事業者は、運営事業者に決済等手数料の支払いをした日から20日以内に、杵築市市

民活動等クラウドファンディング応援補助金交付申請書兼決済等手数料実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 運営事業者への決済等手数料支払額が分かる書類(領収書等)
- (2) CF結果が分かる書類(募集結果の掲載ページアドレスで可)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 承認事業者が、消費税法上の課税事業者である場合は、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と決定したときは、杵築市市民活動等クラウドファンディング応援補助金交付決定通知書(様式第6号)により、承認事業者に通知するものとする。

(請求)

第12条 承認事業者は、前条の規定による決定通知書を受領したときは、杵築市市民活動等クラウドファンディング応援補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、承認事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の承認又は交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反等したとき。
- (2) この要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により承認又は交付決定を取り消す場合は、杵築市市民活動等クラウドファンディング応援補助金交付取消通知書兼返還命令書(様式第8号)を承認事業者に通知する。

(免責事項)

第14条 承認事業者は、補助事業の実施に伴う危険及び損害の防止に努めるものとし、市長は、当該CF及びプロジェクトの実施により発生した損害についてその責任を負わないものとする。

(禁止事項)

第15条 承認事業者は、補助事業の強要、不当な勧誘又はそれに類する若しくは疑われる行為をしてはならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う返還)

第16条 既に補助金が交付された承認事業者が消費税法上の課税事業者である場合は、補助金の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、その後当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入控除税額が0円の場合も含む。)に

は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第9号）を市長に提出するとともに、当該消費税等仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

1. 保健、医療又は福祉の増進、住民の日常生活支援
2. 社会教育の推進、学術・文化・芸術又はスポーツの振興
3. にぎわい創出（移住、創業、観光、関係人口創出等）
4. 自然環境・景観の保全、農山漁村・中山間地域の維持
5. 地域の安全、災害救援活動の展開支援
6. 人権の擁護、平和の推進、国際協力
7. 子どもの健全育成
8. 科学技術の振興、デジタル社会への寄与
9. 職業能力の開発、雇用機会の拡充支援
10. 消費者の保護
11. その他、市長が特に推薦する分野